

平成30年度

荒川区立赤土小学校「学校いじめ防止基本方針」

荒川区立赤土小学校

平成30年4月1日

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

「いじめ」は、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを未然に防止し、起きてしまった場合は早期発見することに死力を尽くす。さらに、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他の問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

○具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。(チェックリストを兼ねる)

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- 給食の配膳時、差別される。
- 隣の児童と席を微妙に離される。
- 馬鹿にするようなあだ名を付けられる。(一見分からないようにして付けられる。)
- 授業に集中できなくなったり元気がなくなったりする。
- 遅刻や欠席の回数が増える。
- 何となく教師と話したそうにしている。 等

(3) 学校及び職員の責務

「いじめ」が行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための組織

(1) 名称：「赤土小いじめ防止対策委員会」の設置

(2) 構成員： 学校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、学年主任、都スクールカウンセラー、区心理相談員
【必要に応じて】SSW 特別支援コーディネーター

(3) 取り組み:

- いじめ防止等に係る取り組み方針の企画立案
- 教職員の資質向上のための校内研修計画の企画と実施
- 早期発見に関する取り組み（学期毎のアンケート調査「なかよしアンケート」等）
- 児童に関する情報共有（2週間に一回のいじめ防止委員会開催）
- 対応方法の協議、緊急対応

3 いじめの未然防止の取り組み

「いじめ」はどこでも起こりうるとして、全ての児童を対象に未然防止の取り組みを行う。（1）児童が主体的に参加・活躍できる授業づくりや学級集団づくり

- ①授業改善Ⅰ＝基礎基本の定着と一人ひとりを大切にしたりした分かりやすい授業づくり
習熟度別学習や放課後学習の充実
- ②授業改善Ⅱ＝ペア・グループ学習など児童同士の関わりを大切にしたりした学習
- ③居場所づくり＝話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニングの充実等

(2) 自己有用感を高める機会の充実

- ①絆づくりⅠ＝自主・自発的な活動や異学年交流の充実
- ②絆づくりⅡ＝自分自身の振り返りや将来の想像、他を認める機会の設定
- ③児童会活動の充実＝あいさつ運動や良いこと週間の設定等

(3) 学校の教育活動全体を通じた、人権教育、道徳教育の充実

- ①道徳教育・人権教育の充実＝「特別な教科道徳」、学校教育全体を通じた道徳教育
- ②読書活動の推進朝読書の推進＝読書活動や図書館を活用した言語活動の充実
- ③福祉体験教室等の学習の機会の設定、総合的な学習と絡めて体験学習や地域の人材を活用した学習の充実（街の先生教室）

(4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）についての理解

校内研修や児童理解等について会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童・保護者に対しても周知徹底を図る。

- ①児童理解・指導の研修(特別支援教育を含む) ②人権教育研修 ③学校・学年だより等による保護者への呼びかけ

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等との連携

活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会(学校評議員会の活用等)を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

4 いじめへの早期発見の取り組み

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。

- ①授業・休み時間等の日常生活での児童の様子観察
- ②日記、家庭訪問、個人面談等による把握と対応
- ③教師自ら、あいさつ、声かけを行い相手の名前を使うなど一声運動の推進

(2) 定期的なアンケート調査(学期に1回)や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ①児童への学校生活に関するアンケートの実施
- ②教育相談(学校出張相談含む)の充実
- ③気になる児童との個人面談

(3) 学年会を充実させ、いじめに結びつきそうな子ども同士の関係等について小さな事でも話題に出し、情報の共有化を図る。また、いじめ防止会議では、問題行動のある子だけでなく、気になる子ども達の関係等について報告する。

(4) 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。①一人の児童を多くの職員で支援 ②学校出張相談の活用 ③学校・学年だより等

5 いじめの早期対応・対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(1) 被害児童を守り通すとともに、いじめを止めさせ、その再発防止のために、教育配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

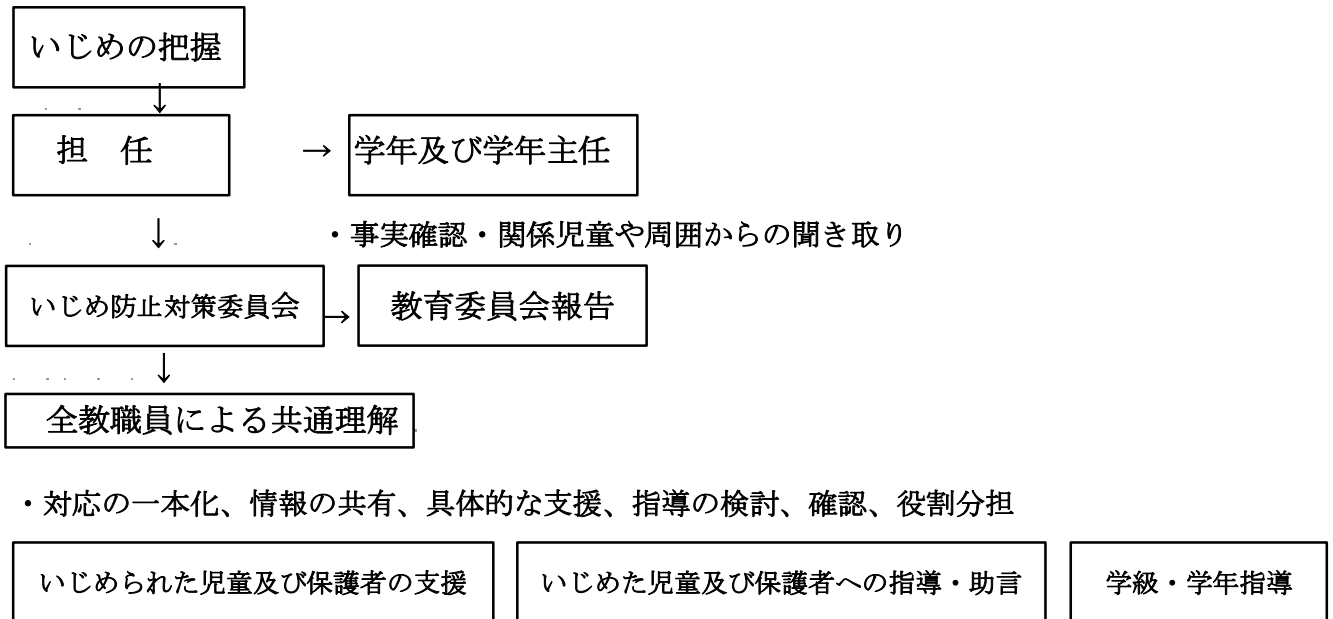
- ①「赤土小学校いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有化する。
- ②事実確認を行い、関係児童とその保護者及び、学級集団へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
- ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処

置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

①荒川警察 ②青少年相談センター ③子ども家庭支援センター、児童相談所 等

(対応経路)



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止に資するために行う。

- (1) 重大事態へ対応するための調査組織を速やかに設け、事実関係を明確にする。
- (2) 教育委員会を通じて、速やかに区長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。
- (4) 調査結果を教育委員会に報告し、関係諸機関と再発防止に向けた対応策について協議する。

7 その他

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。